

令和 8 年 8 月 12 日

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
会員各位

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
会長 鈴木 修

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知のご協力のお願いについて
(依頼)

皆様には、平素から当会に格段のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、職員の皆様に対する要請のご協力をいただいているところですが、今般、デジタル庁等関係機関から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 貴社の従業員等への周知について

従業員等に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知をしていただきますとともに、関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

従業員等への周知にあたっては、資料として別添の「マイナンバーカードの利用推進に向けた取組」（参考 1-1）をご使用ください。

【マイナンバー制度周知用関連資料について】

関連資料につきましては、別添の「参考広報資料」（参考 1-2）を情報提供してください。

併せて、右記のQRコードを情報提供することにより、リンク先のデジタル庁ウェブサイト (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources) のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」のコンテンツの情報の周知にご協力ください。



※ 国民の皆様の利便性の観点から、行政手続や所管業界における民間サービスにおいて、マイナンバーカードを身分証明書として活用する積極的な取組をお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。住民票の写しの提出が求められる場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により、提出を不要とする等の対応をお願いします。

2. 福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアルの活用について

マイナンバーカードの取得に支援が必要な方が、円滑にカードを取得いただけるよう、デジタル庁、総務省及び厚生労働省において、「福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成しております。また、マイナンバーカードの暗証番号の設定・管理に不安がある方も安心してご利用いただけるよう、令和5年12月から暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードが導入されています。

高齢者の方々が健康保険証利用をはじめとするデジタル化のメリットを享受できるよう、貴団体におかれましては、マニュアルを踏まえ、高齢者のマイナンバーカードの取得に御協力いただきますようお願い申し上げます。

総務省ウェブサイト：https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

【概 要】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920147.pdf

【本 編】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920144.pdf

【資料編】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920146.pdf

【概 要】



【本 編】



【資料編】

